

甲府市観光消費額調査業務委託 仕様書

1 業務名

甲府市観光消費額調査業務委託

2 業務目的

本市を訪れる観光客等の属性別構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価、旅行動機等を把握するため、観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」(以下「共通基準」という。)及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」(以下「調査要領」という。)に基づき、聞き取り方式による調査及び観光消費額の推計を行う。

3 契約期間

契約の日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

(1) アンケート調査

ア 調査地点

- ・武田神社
- ・県立施設(山梨県立美術館)
- ・昇仙峡エリア(昇仙峡ロープウェイ)
- ・甲府駅周辺エリア(甲州夢小路)

イ 実施時期

- ①令和5年 第2四半期(4-6月)、任意の休日1日間
- ②令和5年 第3四半期(7-9月)、任意の休日1日間
- ③令和5年 第4四半期(10-12月)、任意の休日1日間
- ④令和6年 第1四半期(1-3月)、任意の休日1日間

※令和5年 第1四半期(1-3月)は、調査実施済

※調査日については、大型連休や年末年始など偏りが見込まれる日程を避けるとともに、成果物の提出に支障のない余裕を持った日程設定となるよう、本市と協議のうえ四半期ごとに決定すること。調査日決定後の調査地点への連絡調整は原則受注者が行うものとする。

ウ 調査方法

各地点に調査員を配置し、指定の調査票(仕様書別紙)による聞き取り調査を行うこと。調査実施時には、本市の調査である旨を表示した腕章や名札等を作成し、着用すること。

エ 目標サンプル数

- ・四半期調査ごとに、各地点100サンプル以上（合計400サンプル以上）

※サンプル数は回収票数ではなく、回答者を含む同行者数の合計

【例 1組2人と仮定した場合】

50組以上/日 × 1日 × 4地点 = 200組 → 400サンプル

- ・目標サンプル数に満たなかった場合、目標数に至るまで調査を継続すること。

オ 調査票（別紙）

本市が指定する調査票様式を使用すること。データは本市が提供し、印刷は受注者が行うものとする。なお、本業務の目的を鑑み、業務遂行において、調査票様式の変更・修正等改善の必要性が見られた場合は、受注者は、本市に提案・報告すること。また、本市の指示に基づき、調査票様式の変更・修正を行うこと。

カ 謝礼

回答率を高めるため、回答者に謝礼（記念品）を提供すること。謝礼（記念品）は本市が用意するものとする。

（2）観光消費額単価、観光消費額等の推計

アンケート調査結果と市が実施する観光地点等入込客数調査結果から、観光庁が提供する「統計量推計支援ツール」を活用し、四半期ごと及び年間の観光消費額単価、観光消費額等を推計すること。

※令和5年第1四半期のサンプルは本市で取得済みであり、本市が受注者へ提供（貸与）する。

（3）観光動態の分析及び観光統計資料の作成

アンケート調査結果に係る分析を行うこと。アンケート項目ごとの単純集計やクロス集計等を行い、観光動態を分析し、コメントするものとする。

5 成果品等の提出について

（1）提出物（毎四半期ごと）

- ・回収した調査票（紙）
- ・入力済の統計量推計支援ツール（電子）
- ・集計データ及びレポート（電子・紙）

（2）提出期限

- ・第1四半期分（確定版） 令和5年 8月31日
- ・第2四半期分（確定版） 令和5年11月30日
- ・第3四半期分（確定版） 令和6年 2月29日
- ・第4四半期分（暫定版） 令和6年 3月29日

・令和5年年間分（暫定版） 令和6年 3月29日

※上記日程のとおり提出できない場合は、市と協議の上、調製すること。

6 支払方法について

委託料の支払いは全調査終了後の一括払いとし、受注者が提出する調査に係る成果品を検査したのち、請求を受けてから30日以内に支払うものとする。

7 留意事項

- (1) 作業実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、本市と密接な関係を保ち作業を推進すること。また、作業の内容について疑義が生じた時は、本市はその都度、状況の報告を求めることが出来るものとする。
- (2) 各調査における成果品の提出後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査日時や業務内容等を変更する場合がありますが、必要に応じて本市と協議のうえ、対応すること。
- (4) 受注者は、発注者の許可なく、本委託業務で知り得た情報、資料等を他の目的に使用しないこと。
- (5) 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、本市と協議のうえ処理すること。